

平成 29 年度武蔵野市男女平等推進審議会評価

抜粋：平成 29 年度武蔵野市第三次男女共同参画計画進捗状況報告書（P41～P47）

凡例

【武蔵野市男女平等推進議会による評価】

◎…順調である	効果的な取り組みができていている場合
○…概ね順調である	全体的に推進が図られている場合
△…課題がある	ある程度の成果は認められるが一部課題がある場合
×…不十分である	事業に取り組めていない、成果がない場合

第三次男女共同参画計画の推進状況について(総評)

- ・平成 29 年度に武蔵野市男女平等推進に関する条例が制定された。今後はこの条例の趣旨が広く市民に浸透・理解され、男女平等社会の実現を目指して各施策を推進されたい。
- ・各施策はおおむね順調に推移しているが、各所管課のはざままでサービスが継続しない事業については、男女平等庁内推進会議等による庁内連携体制の強化を図られたい。
- ・今後、事業評価を行うにあたり、施策の効果のあがる数値目標の設定、評価のレベル感の統一を行うことにより、進捗状況を点検・評価し、その結果に基づいて改善していくことを意識した事業展開を検討されたい。また、自己評価の実施にあたっては、男女平等推進の視点でめざす効果を明らかにしたうえで、推進状況を示す数値や、進捗状況に関わる基本的なデータなどを情報提供いただきたい。

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策1-1	男女共同参画の意識づくり	○
施策(1)	男女共同参画の意識啓発	○

男女平等推進審議会の講評

・平成29年度に設置された男女平等推進センター企画運営委員会の協議・検討により、基本目標に沿った多彩な講座を企画実施しており、内容も充実している。男女共同参画週間事業実行委員会を設置し、男女共同参画フォーラム2017を実施した。さらに図書館における情報提供において、展示の方法を工夫し、貸出し数も増加している。武蔵野地域五大学の協力により寄付講座等、各種講座が実施されているが、男女平等推進の視点から、該当する講座の実績を報告されたい。

・男女平等推進情報誌「まなこ」はフルカラー印刷となり、条例制定、男性のワーク・ライフ・バランス、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど充実した内容を特集した。100号を記念してパネル展、図書館でのミニトピックス展示を実施したが、市報などでも、さらなる周知・PRに努められたい。

		評価
基本施策1-2	男女平等教育の推進	○
施策(1)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	○

男女平等推進審議会の講評

小・中学校では、人権教育の視点を踏まえ、道徳教育を含めた各教科等で計画的に男女平等教育を行っている。また、多様な生き方を主体的に考えられるようキャリア教育を推進し、中学校第2学年で職場体験を実施している。武蔵野市人権教育推進委員会では、人権に関するさまざまな研修を実施するなかでデートDVを取り上げ、児童・生徒への指導の在り方についての理解を深めた。今後、発達段階を考慮した授業の実施について検討するとともに、取り組みのなかで男女平等推進が図られているかについて報告されたい。

		評価
基本施策1-3	男女共同参画の視点に立った表現の浸透	○
施策(1)	メディア・リテラシーの向上	○

男女平等推進審議会の講評

・東京都教育委員会が策定した「SNS東京ルール」を受け、各学校が定めた「SNS学校ルール」により、学校と家庭が連携して作成した「SNS家庭ルール」を用いて、情報モラル教育の土台づくりを行った。今後も学校における情報モラル教育を充実されたい。また市民等を対象に「夜活★むさしのメディア塾」を開催し、メディアの特性を読み解き、情報を評価・識別する能力を養成する取り組みとして評価できる。

・行政刊行物の表現の見直しについては、他自治体ガイドラインの研究にとどまっておらず、取り組みが進んでいない。窓口対応・電話対応も含めた全般的なガイドラインが必要との考えだが、先に文書表現のみのガイドラインを作成することも含めて、検討されたい。

基本目標Ⅱ 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策2-1	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	○
施策(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発	○

男女平等推進審議会の講評	
ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、複業をテーマにした講演会「ハタラクカイギ2018」を実施したほか、「まなこ」において男性のワーク・ライフ・バランスを特集した。「まなこ」では市内在住在勤の男性へワーク・ライフ・バランスに関するインタビューを実施するなど工夫がみられる。	

		評価
基本施策2-2	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	○
施策(1)	市内企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進	△
施策(2)	ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取り組み	○

男女平等推進審議会の講評	
施策(1)市内企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進 ワーク・ライフ・バランスに取り組む市内企業に対しての融資制度の在り方を次期産業振興計画の中で研究する他は、情報周知に関して、チラシ・リーフレットの配架、市ホームページでの周知を継続して行っている。今後は、商工会議所と協力して効果的な啓発方法を検討されたい。	
施策(2)ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取り組み	

男性職員の育児休業取得率については、27年度30%、28年度36.4%、29年度55%と順調に増加した。今後は取得率だけでなく取得期間も含めて、取得状況に関する男女の不均衡の解消に向けて、工夫・改善されたい。また長時間勤務の是正について、一斉定時退庁日等の取り組みにより微減し、さらにワーク・ライフ・バランスと生産性の高い職場作りに向けたマネジメント研修等も行っているが、より効果的な超過勤務縮減策を検討されたい。

		評価
基本施策2-3	子育て及び介護支援の充実	◎
施策(1)	子育て支援施策の充実	○
施策(2)	介護支援施策の充実	◎

男女平等推進審議会の講評	
施策(1)子育て支援施策の充実 子育て支援事業に関しては、数値目標を掲げている事業は目標値を達成しており、病児・病後児保育施設について31年度に東部地域に開設の予定と、順調である。ただし、産前・産後支援ヘルパー事業とファミリー・サポート事業に関して、それぞれは順調であるものの、課の異なる両制度のはざまとなる期間があり、早急に支援策を検討されたい。	
施策(2)介護支援施策の充実 介護に関わる人材の養成と確保としてケアマネージャー新任研修の開催のほか、ハローワークと共催し、介護・看護分野の求人・求職情報を紹介する、ケアリンピック武蔵野フォーラム&お仕事フェア2017を開催するなど、市独自の取り組みを進めた。高齢者支援課にサービス相談調整専門員を配置し、関係機関と連携し、制度改正後の事業者への指導や利用者の苦情等への対応を行っており、相談体制が強化された。	

		評価
基本施策2-4	あらゆる分野への女性の参画の推進	○
施策(1)	政策・方針決定の場への女性の参画の推進	○
施策(2)	女性の再就職支援・起業支援	○
施策(3)	女性の地域活動への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)政策・方針決定の場への女性の参画の推進

審議会等における女性委員の割合は、継続して目標値の50%を達成している。従来、女性委員の割合の低かった防災会議においても平成29年度14.3%が30年度25.0%と増加している。市役所の女性管理職の割合も28年度の9.6%から29年度11.4%と増加しており、昇任試験の運用の見直しなどを行ってきているところではあるが、女性の登用促進に関する研修など、より一層管理職を目指しやすい環境づくりに取り組まれない。

施策(2)女性の再就職支援・起業支援

東京都しごとセンターや、ハローワーク、他自治体との共催で女性向け再就職サポートプログラムを実施しているが、今後さらに、託児付等にするなど女性が利用しやすいよりきめ細かな支援を検討されたい。

施策(3)女性の地域活動への参画促進

地域活動で役立つ実践的な内容による「地域福祉ファシリテーター養成講座」を全9回実施、8名が参加し、地域活動をしている層のさらなるスキルアップが図られ、地域福祉の一層の推進につながる取り組みとして評価できる。

		評価
基本施策2-5	男性の家庭・地域活動への参画促進	○
施策(1)	男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評

男性の家庭・地域活動への参加促進については、男女共同参画フォーラムにおける父親の子育て講座はじめ各課の啓発講座、「まなこ」における男性の地域デビューの特集、図書館におけるテーマ展示「父親のたのしみ」等、順調に行われている。さらに一層、男性が子どもと一緒に参加が可能になるように、企画・イベント等を工夫されたい。

基本目標Ⅲ 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策3-1	配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援	○
施策(1)	暴力の未然防止と早期発見	○
施策(2)	相談事業の充実	○
施策(3)	安全の確保	○
施策(4)	自立支援	○
施策(5)	推進体制の整備	○

男女平等推進審議会の講評

施策(1)暴力の未然防止と早期発見

こんにちは赤ちゃん訪問や相談事業を通して、子ども家庭支援センターとのケース会議につなげ暴力の早期発見に努めている。デートDV出前講座は、より若年層への啓発の実施を検討されたい。

施策(2)相談事業の充実

女性総合相談を平成29年1月より、男女平等推進センターへ移行し、回数も28年度の月あたり5コマから、29年度には月あたり11コマに増加した結果、42件から71件と相談件数が増加した。29年度に作成した「女性相談カード」を男女平等推進センターのほか、市内公共施設や民間商業施設に設置することにより、さらに周知が図られ、相談を必要とする方に情報が伝わることを期待できる。

施策(3)安全の確保、施策(4)自立支援

子ども家庭支援センターでは、緊急一時保護として東京都、警察と連携して5世帯8名を保護した。庁内体制として、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議と実務担当者の合同会議を開催し、円滑な連携ができるよう、情報共有を図られてきた。

施策(5)推進体制の整備

男女平等推進センターの女性総合相談において、配偶者等暴力関係事案については子ども家庭支援センターと連携するなかで集約化を図ってきた。今後さらに配偶者暴力相談支援センター機能の充実という視点での研究を行うとともに、関係機関の情報共有、連携強化に努められたい。

		評価
基本施策3-2	セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策	○
施策(1)	セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策	○

男女平等推進審議会の講評

「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、センターにおける関連展示や、図書館において関連図書のトピックス展示を行うなど、おおむね順調な取り組みが行われている。

		評価
基本施策3-3	特別な配慮を必要とする人への支援	○
施策(1)	ひとり親家庭等への支援	○
施策(2)	高齢者・障害者の方への支援	◎
施策(3)	性同一性障害のある人などへの支援	○

		評価
基本施策3-4	女性の生涯にわたる健康施策の推進	○
施策(1)	各種健康診断の充実	○
施策(2)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)ひとり親家庭等への支援 ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業の平成30年度実施に向けて受託事業者の選定等の準備が進められた。子どもの学習支援とひとり親の相談・生活支援を連携して行う事業として期待できる。母子・父子福祉資金貸付の返済方法を納付書払いから、口座引き落としで行えるなど、利便性が向上し、評価できる。</p> <p>施策(2)高齢者・障害者の方への支援 生活困窮者自立支援に関する会議を兼ねる、「孤立防止ネットワーク連絡会議」を年2回開催するとともに、周知が必要な防犯・消費者被害・福祉情報を「武蔵野安心・安全ニュース」として隔月で発行するなど必要な支援が行われた。また3年に1度の「独居高齢者調査」を実施し、郵便調査を行うなかで課題があると思われる方に対して民政委員が訪問調査を行うなど、孤立化の事前把握に効果が認められる。</p> <p>(3)性同一性障害のある人LGBTなどへの支援 男女共同参画フォーラムで講座、講演会、展示を行うとともに、LGBTをテーマにした映画の上映会を開催するなど理解を促進した。映画終了後に懇談会を実施、期間限定でむさしのにじいろ電話相談の設置など、当事者の支援に努めた。今後は、より多様性への理解を促進すると同時に、当事者に向けて、どのような支援が望まれるのか、検討を進める必要がある。</p>	

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)各種健康診断の充実 ・乳がん検診は、マンモグラフィー単独診で実施、検診実施機関を4カ所、3駅圏それぞれに広げられた。子宮がん検診では前年度未受診者に対して受診票の一齐送付を行うなど、受診し易い環境づくりに努めていることは評価できるが、受診率は横ばいであるため、効果的な広報の方法を含め、受診率の向上を目指して工夫されたい。</p> <p>・妊娠届出時に妊婦に対して保健師等専門職が面談、母子手帳交付時に父親の育児参加を促すため父親ハンドブックを配布するほか、「こうのとりの学級」を実施している。特定妊婦や支援の必要な母子へは、必要時、健康課や子ども家庭支援センターが連携して支援、生後4か月までに「こんにちは赤ちゃん訪問」をすべての乳児に実施、3、4か月児検診時に産後の体調等聞き取りを実施するなど、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、評価できる。また、健康をおびやかすさまざまな問題についての啓発活動についても、有効な取り組みが行われている。</p> <p>施策(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発 リプロダクティブ・ヘルス/ライツをテーマにした講座や、「まなこ」での特集などを行ってきたことなどは評価するが、一般に啓発しきれていない。より一層の情報提供、ことば自体の周知の方策を検討されたい。学校における啓発の方法について、担当部署と連携して研究されたい。</p>	

基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち

		評価
基本施策4-1	計画推進体制の充実	○
施策(1)	市民参加による男女共同参画の推進	○
施策(2)	庁内推進体制の整備	○
施策(3)	ヒューマン・ネットワークセンターの拡充	○
施策(4)	男女共同参画情報誌等の発行	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)市民参加による男女共同参画の推進 男女平等推進審議会を設置し、男女共同参画推進計画の実施状況の評価を行い、計画の進捗管理が適正に行われた。企画運営委員会との協働については、効果的に進められたい。</p> <p>施策(2)庁内推進体制の整備 行政書式における性別記載欄の廃止については、多様性に配慮し、人権を尊重する視点から前進が見られ、評価できる。「男女平等社会」をテーマに行われた職員研修は、職員の一定の意識改革につながったものとする。</p> <p>男女共同参画計画を推進する施策・事業の実施にあたっては、各事業等の効果が上がる数値目標を設定し、評価のレベル感をそろえることにより、進捗状況の点検・評価、それに基づく改善までを意識した事業展開を検討する必要がある。</p> <p>施策(3)ヒューマン・ネットワークセンターの拡充 平成29年度より女性総合相談事業を市民相談係より移管し、平日夜間、土曜日にも枠を設けたことにより、新たなニーズに対応できている。会議室の一般開放、図書室の整備により、利用者は順調に増加しているが、「ヒューマンあい」の認知度は依然低いままである。10・20歳代の若年層にターゲットをしぼるなど、「ヒューマンあい」</p>	

<p>のより効果的な周知方法を検討されたい。</p> <p>施策(4)男女共同参画情報誌等の発行 「まなこ」はフルカラー印刷となり、条例制定、男性のワーク・ライフ・バランス、リプロダクティブ・ヘルス/ライツをとりあげるなど、内容の充実が図られた。認知度も一定上昇しているが、さらなる周知・PRの方法を研究されたい。また、「まなこ」に統合された「そよ風」の特色であったセンターの活動内容の報告について、「ヒューマンあいだより」として紹介しているが、さらに掲載内容を充実されたい。</p>

		評価
基本施策4-2	男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討	
施策(1)	男女共同参画基本条例(仮称)の制定検討	

男女平等推進審議会の講評	
終了	